

<p>第六条 第三条第三号の規定により補助</p> <p>2 略</p> <p>(県への納付金)</p>	<p>金を貸し付けたことよつて受けた損失を補償する場合における当該損失補償に要する経費</p> <p>四 市町が住宅移転補助事業を行うに必要な事務に要する経費</p> <p>(住宅移転補助事業実施計画)</p> <p>第四条 前条の規定による補助を受けようとする市町は、あらかじめ、住宅移転補助事業実施計画を策定して知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(損失補償契約事項等)</p> <p>第五条 第三条第三号の契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により市町から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該市町に納付しなければならないこと。</p>	<p>金を貸し付けたことよつて受けた損失を補償する場合における当該損失補償に要する経費</p> <p>四 市町村が住宅移転補助事業を行うに必要な事務に要する経費</p> <p>(住宅移転補助事業実施計画)</p> <p>第四条 前条の規定による補助を受けようとする市町村は、あらかじめ、住宅移転補助事業実施計画を策定して知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(損失補償契約事項等)</p> <p>第五条 第三条第三号の契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該市町村に納付しなければならないこと。</p>	<p>金の交付を受けた市町は、融資機関から前条第一項第二号の事項を含む損失補償契約により同号の納付金の納付を受けたときは、その一部を県から補助を受けた割合に応じて県に納付しなければならない。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第七条 知事は、市町又は市町と第三条第三号の契約を結んだ融資機関が次の各号の一に該当するときは、市町に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 市町と第三条第三号の契約を結んだ融資機関が第五条第一項各号の契約事項に違反したとき。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第八条 知事は、第三条の規定による補助金の使途が適正であるかどうかを知るために必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた市町に報告を求めることができる。</p> <p>2・4 略</p> <p>(特例)</p> <p>第九条 知事は、地すべり等危険地域以外の地域に存する住宅の移転を行う者が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため、当該住宅を撤去して、他の地域へ転居し、</p>
<p>第六条 第三条第三号の規定により補助</p> <p>2 略</p> <p>(県への納付金)</p>	<p>金を貸し付けたことよつて受けた損失を補償する場合における当該損失補償に要する経費</p> <p>四 市町が住宅移転補助事業を行うに必要な事務に要する経費</p> <p>(住宅移転補助事業実施計画)</p> <p>第四条 前条の規定による補助を受けようとする市町は、あらかじめ、住宅移転補助事業実施計画を策定して知事に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(損失補償契約事項等)</p> <p>第五条 第三条第三号の契約には、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これをもつて当該融資について損失補償を受けない損失をうめ、なお残額があるときは、当該契約により市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該市町村に納付しなければならないこと。</p>	<p>金の交付を受けた市町村は、融資機関から前条第一項第二号の事項を含む損失補償契約により同号の納付金の納付を受けたときは、その一部を県から補助を受けた割合に応じて県に納付しなければならない。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第七条 知事は、市町又は市町と第三条第三号の契約を結んだ融資機関が次の各号の一に該当するときは、市町に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 市町と第三条第三号の契約を結んだ融資機関が第五条第一項各号の契約事項に違反したとき。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第八条 知事は、第三条の規定による補助金の使途が適正であるかどうかを知るために必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた市町村に報告を求めることができる。</p> <p>2・4 略</p> <p>(特例)</p> <p>第九条 知事は、地すべり等危険地域以外の地域に存する住宅の移転を行う者が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため、当該住宅を撤去して、他の地域へ転居し、</p>	<p>金の交付を受けた市町村は、融資機関から前条第一項第二号の事項を含む損失補償契約により同号の納付金の納付を受けたときは、その一部を県から補助を受けた割合に応じて県に納付しなければならない。</p> <p>(補助金の返還等)</p> <p>第七条 知事は、市町又は市町村と第三条第三号の契約を結んだ融資機関が次の各号の一に該当するときは、市町村に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 市町村と第三条第三号の契約を結んだ融資機関が第五条第一項各号の契約事項に違反したとき。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第八条 知事は、第三条の規定による補助金の使途が適正であるかどうかを知るために必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた市町村に報告を求めることができる。</p> <p>2・4 略</p> <p>(特例)</p> <p>第九条 知事は、地すべり等危険地域以外の地域に存する住宅の移転を行う者が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため、当該住宅を撤去して、他の地域へ転居し、</p>

別表略	改正後	別表略	改正前
	第三十五条 (佐賀県道路占用料条例の一部改正) に係る新旧対照表		
別表略	改正後	別表略	改正前
	第三十四条 (佐賀県砂防法施行条例の一部改正) に係る新旧対照表		
別表略	改正後	別表略	改正前
	第三十三条 (佐賀県流水水占用料等徴収条例の一部改正) に係る新旧対照表		

別表略	改正後	別表略	改正前
	第三十六条 (旅費等の臨時特例に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表		

又は他の地域へ住宅を移転し、若しくは他の地域において撤去前の住宅に代わる住宅を建設し、若しくは購入する場合において、これらの措置が、地すべり、山くずれ、がけ地の崩壊及び土石流の危険を避けるため特に必要であると認めるときは、これらの措置に関し、第三条及び第五条から前条までの規定の例により、市町に対し補助することができる。

備考
一 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

イ 略
ロ 乙地 町及び村の区域をいう。

二、四 略

別表第三略
備考
一 甲地域とは市の区域をいい、乙地域とは町の区域をいう。

二、七 略

改正後
備考
一 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

イ 略
ロ 乙地 町及び村の区域をいう。

二、四 略

別表第一略
備考
一 甲地域とは市の区域をいい、乙地域とは町の区域をいう。

二、七 略

改正前
備考
一 甲地域とは市の区域をいい、乙地域とは町の区域をいう。

二、七 略

別表略
改正後

改正前

第三十五条 (佐賀県道路占用料条例の一部改正) に係る新旧対照表

第一條 この条例は、佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例(昭和三十年佐賀県条例第二号)、佐賀県議会の公聴会参加者等に対する実費弁償支給条例(昭和二十二年佐賀県条例第十八号)、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)、佐賀県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十五号)及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十三号)の規定により支給を受ける旅費又は費用弁償のうち鉄道賃及び船賃の額に関し、当分の間、これらの条例の規定にかかわらず、特例を定めることを目的とする。

第一條 この条例は、佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例(昭和三十年佐賀県条例第二号)、佐賀県議会の公聴会参加者等に対する実費弁償支給条例(昭和二十二年佐賀県条例第十八号)、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第七号)、佐賀県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十五号)及び佐賀県市町立学校県費負担教職員の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十三号)の規定により支給を受ける旅費又は費用弁償のうち鉄道賃及び船賃の額に関し、当分の間、これらの条例の規定にかかわらず、特例を定めることを目的とする。

第三十七条 (佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

改正前

(市町村等が処理する事務の範囲等)
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

(市町村等が処理する事務の範囲等)
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

Table with 2 columns: 事務 (Matters) and 市町村又は広域連合 (Municipalities or Wide Area Associations). Rows include items like 自然公園法 (Natural Parks Act), 森林法 (Forestry Act), and 国土利用計画法 (Land Use Planning Act).

Table with 2 columns: 事務 (Matters) and 市町村又は広域連合 (Municipalities or Wide Area Associations). Rows include items like 自然公園法 (Natural Parks Act), 森林法 (Forestry Act), and 国土利用計画法 (Land Use Planning Act).

第三十八条 (佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表

改正後

改正前

(市町村等が処理する事務の範囲等)
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

(市町村等が処理する事務の範囲等)
第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

Table with 2 columns: 事務 (Matters) and 市町村又は広域連合 (Municipalities or Wide Area Associations). Rows include items like 水道法 (Water Supply Act) and 国土利用計画法 (Land Use Planning Act).

Table with 2 columns: 事務 (Matters) and 市町村又は広域連合 (Municipalities or Wide Area Associations). Rows include items like 駐車場法 (Parking Lot Act) and 国土利用計画法 (Land Use Planning Act).

九の五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、ホ 略	佐賀市 唐津市
九の六 略	
十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、ワ 略	佐賀市 唐津市 多久市 小城市 各町村(有田町を除く)
十の二、五 略	
十六 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に基づく事務のうち、河川法(昭和二十九年法律第六十七号)第百条第一項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること	各市(嬉野市を除く) 川副町 東与賀町 久保田町 神埼町 千代田町 吉野ヶ里町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 江西北町 白石町 太良町
十六の二 略	
十七 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、ハ 略	各市 川副町 神埼町 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町
十八、二十 略	
二十一 駐車場法(昭和三十三年法律第六号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、レ 略	各市 川副町 神埼町 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町
二十二、二十四 略	
二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの(二)以上の市町村の区域にまたがる事務を除く)イ、ロ 略	各市(佐賀市を除く) 川副町 神埼町 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 有田町 白石町
二十六、二十八 略	

九の五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、ホ 略	佐賀市 唐津市 北方町
九の六 略	
十 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、ワ 略	佐賀市 唐津市 多久市 小城市 各町村(有田町及び西有田町を除く)
十の二、五 略	
十六 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)に基づく事務のうち、河川法(昭和二十九年法律第六十七号)第百条第一項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有財産について境界を確定すること及び国有財産法第三十一条の規定により他人の占有する土地に立ち入らせること	各市(嬉野市を除く) 川副町 東与賀町 久保田町 神埼町 千代田町 三田川町 東春振村 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 北方町 江西北町 白石町 太良町
十六の二 略	
十七 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、ハ 略	各市 川副町 神埼町 三田川町 東春振村 基山町 上峰町 みやき町 有田町 西有田町 白石町
十八、二十 略	
二十一 駐車場法(昭和三十三年法律第六号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、レ 略	各市 川副町 神埼町 三田川町 東春振村 基山町 上峰町 みやき町 有田町 西有田町 白石町
二十二、二十四 略	
二十五 法に基づく事務のうち次に掲げるもの(二)以上の市町村の区域にまたがる事務を除く)イ、ロ 略	各市(佐賀市を除く) 川副町 神埼町 三田川町 東春振村 基山町 上峰町 みやき町 有田町 西有田町 白石町
二十六、二十八 略	

第三十九条 (佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正) に係る新旧対照表																													
改正後	改正前																												
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第五十五条第一項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町又は広域連合が処理することとする。</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第五十五条第一項の規定に基づき、知事及び教育委員会の権限に属する事務の一部を市町村又は広域連合が処理することとする。</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。</p>																												
<table border="1"> <tr> <th>事務</th> <th>市町又は広域連合</th> </tr> <tr> <td>一・二 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第二十六条の規定により県が負担する民生委員及び民生委員協議会に関する費用を交付すること。</td> <td>各市町</td> </tr> <tr> <td>三の二・三の三 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第三十四号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、レ 略</td> <td>各町</td> </tr> <tr> <td>四の二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。</td> <td>各市町</td> </tr> <tr> <td>四の三 知的障害者福祉法(昭和</td> <td>各市町</td> </tr> </table>	事務	市町又は広域連合	一・二 略		三 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第二十六条の規定により県が負担する民生委員及び民生委員協議会に関する費用を交付すること。	各市町	三の二・三の三 略		四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第三十四号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、レ 略	各町	四の二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。	各市町	四の三 知的障害者福祉法(昭和	各市町	<table border="1"> <tr> <th>事務</th> <th>市町村又は広域連合</th> </tr> <tr> <td>一・二 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第二十六条の規定により県が負担する民生委員及び民生委員協議会に関する費用を交付すること。</td> <td>各市町村</td> </tr> <tr> <td>三の二・三の三 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第三十四号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、レ 略</td> <td>各町村</td> </tr> <tr> <td>四の二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。</td> <td>各市町村</td> </tr> <tr> <td>四の三 知的障害者福祉法(昭和</td> <td>各市町村</td> </tr> </table>	事務	市町村又は広域連合	一・二 略		三 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第二十六条の規定により県が負担する民生委員及び民生委員協議会に関する費用を交付すること。	各市町村	三の二・三の三 略		四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第三十四号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、レ 略	各町村	四の二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。	各市町村	四の三 知的障害者福祉法(昭和	各市町村
事務	市町又は広域連合																												
一・二 略																													
三 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第二十六条の規定により県が負担する民生委員及び民生委員協議会に関する費用を交付すること。	各市町																												
三の二・三の三 略																													
四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第三十四号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、レ 略	各町																												
四の二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。	各市町																												
四の三 知的障害者福祉法(昭和	各市町																												
事務	市町村又は広域連合																												
一・二 略																													
三 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)第二十六条の規定により県が負担する民生委員及び民生委員協議会に関する費用を交付すること。	各市町村																												
三の二・三の三 略																													
四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和二十九年法律第三十四号、以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるものイ、レ 略	各町村																												
四の二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十二条の三第一項の規定により、身体障害者相談員への業務委託を行うこと。	各市町村																												
四の三 知的障害者福祉法(昭和	各市町村																												